

平成20年第3回京丹波町議会定例会（第4号）

平成20年9月26日（金）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 4 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 5 議案第60号 地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 6 議案第61号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 7 議案第62号 京丹波町国民健康保険病院及び診療所使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第63号 京丹波町緑資源機構事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第64号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第65号 京丹波町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第66号 平成20年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第67号 平成20年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第68号 平成20年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第69号 平成20年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第70号 平成20年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第71号 平成20年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）

- 第 1 7 議案第 7 2 号 平成 2 0 年度京丹波町高原財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 8 議案第 7 3 号 平成 2 0 年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 9 議案第 7 4 号 平成 2 0 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 0 議案第 7 5 号 平成 2 0 年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算
（第 1 号）
- 第 2 1 認定第 1 号 平成 1 9 年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 2 認定第 2 号 平成 1 9 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 第 2 3 認定第 3 号 平成 1 9 年度京丹波町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 第 2 4 認定第 4 号 平成 1 9 年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 第 2 5 認定第 5 号 平成 1 9 年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 第 2 6 認定第 6 号 平成 1 9 年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 第 2 7 認定第 7 号 平成 1 9 年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 第 2 8 認定第 8 号 平成 1 9 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 第 2 9 認定第 9 号 平成 1 9 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 第 3 0 認定第 1 0 号 平成 1 9 年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 第 3 1 認定第 1 1 号 平成 1 9 年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 第 3 2 認定第 1 2 号 平成 1 9 年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 第 3 3 認定第 1 3 号 平成 1 9 年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 第 3 4 認定第 1 4 号 平成 1 9 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定

について

第35 認定第15号 平成19年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

第36 認定第16号 平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業決算の認定について

第37 発委第6号 京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則について

第38 発委第7号 京丹波町議会議員政治倫理条例の制定について

第39 発委第8号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

第40 発委第9号 食の安全と食料自給率向上に関する意見書

第41 発委第10号 地方道路整備の促進と財源の確保に関する意見書

第42 請願第1号 食の安全と食料自給率向上を求める請願書

第43 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席委員（15名）

2番 坂本美智代君

3番 山内武夫君

4番 畠中勉君

5番 今西孝司君

6番 東まさ子君

7番 小田耕治君

8番 横山勲君

9番 西山和樹君

10番 山田均君

11番 室田隆一郎君

12番 篠塚信太郎君

13番 吉田忍君

14番 野口久之君

15番 野間和幸君

16番 岡本 勇 君

4 欠席議員（1名）

1番 藤田 正夫 君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（18名）

町 長	松原 茂樹 君
副 町 長	上田 正 君
教 育 長	寺井 行雄 君
会 計 管 理 者	藤田 義幸 君
参 事	田端 耕喜 君
瑞穂支所長	久木 寿一 君
和知支所長	藤田 真 君
監 理 課 長	山田 洋之 君
企画情報課長	岩崎 弘一 君
税 務 課 長	岩田 恵一 君
住 民 課 長	伴田 邦雄 君
保健福祉課長	堂本 光浩 君
子育て支援課長	山田 由美子 君
地域医療課長	下伊豆 かおり 君
産業振興課長	山田 進 君
土木建築課長	松村 康弘 君
水 道 課 長	中尾 達也 君
教 育 次 長	野間 広和 君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	長 澤 誠
書 記	石 田 武 史

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

連日の各委員会、ご苦労さまでございました。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、平成20年第3回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、13番議員・吉田 忍君、14番議員・野口久之君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中において、各常任委員会、特別委員会が開催され、付託案件の審査、提出議案等の審査が行われました。

本日、本会議終了後、議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんにはよろしくお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任として答申することにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、原案の推薦者を適任とし、答申することとします。

《日程第4、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（岡本 勇君） 日程第4、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任として答申することにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は、原案の推薦者を適任とし、答申することといたします。

《日程第5、議案第60号 地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第5、議案第60号 地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより、議案第60号を採決いたします。

議案第60号 地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第61号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及

び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について》

- 議長（岡本 勇君） 日程第6、議案第61号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。
これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより、議案第61号を採決いたします。

議案第61号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

- 議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第62号 京丹波町国民健康保険病院及び診療所使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

- 議長（岡本 勇君） 日程第7、議案第62号 京丹波町国民健康保険病院及び診療所使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

山田君。

- 10番（山田 均君） 1点お尋ねをしたいと思います、今回提案になっております新旧対照表で見ますと、訪問診療や訪問看護のいわゆる瑞穂病院にかかわる部分に当たる分ですが、料金が今回統一ということで520円に引き上げということになるんですが、現在ではこの対象となっておる地域も限られておる部分もあるんですが、何人ぐらい対象となっておられるのかという点、ひとつお尋ねしたいと思います。

- 議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

- 地域医療課長（下伊豆かおり君） お尋ねがございました訪問診療に関しましては、8月分

の状況といたしまして、対象者16名、延べ21回の訪問診察を行っております。そのうちで、今回の引き上げの対象となられる方につきましては3名いらっしゃいます。

訪問看護につきましては、対象者すべてが介護保険の適用の方でございますので、今回の料金の改定につきましては影響はございません。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 今の説明によりますと、3名の方が今回の改正に伴って引き上げの対象となるということだと思っておりますが、それにかかわってお尋ねしておきたいと思っておりますが、3名といえども周知徹底する期間ですね、今日例えば26日に議決をされると、この附則を見ますと、10月1日から施行するということになっておるんですが、町民にとって利益の場合には即刻というのもあると思うんですけれども、どういう形にしる料金が上がるわけですから、不利益を被ると。

現時点では、対象は3名だということではありますが、これは一定の周知期間も必要やと思うんですけれども、それがなぜ10月1日となっておるのかどうかお尋ねをしておきたい。例えば11月とか12月からとかいうのが一定の周知期間が必要ではないかと思うんですけれども、その点伺います。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） この件につきましては以前から課題となっておりまして、この4月にも一度料金の統一を検討しておったところでございますが、公共料金審議会等の意見も聞かせていただくということで、今日まで延びておった状況でございます。

対象者の方につきましては、十分な説明をさせていただいて理解を求めたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案されております議案第62号 京丹波町国民健康保険病院、瑞穂病院及び診療所使用料等に関する条例の一部改正をする条例でございますが、今もありましたように、今回は自動車の使用料等をいわゆる訪問診療や訪問看護にかかわって統一するというので引き上げをしようというものでございます。

新たな金額としては520円ということで、一定の見直し、料金の統一というのも、京丹波町として出発をしたわけでございますから、一定必要な部分もあろうかと思うわけござ

いますが、そういう場合には、当然一定の期間、利用者への周知徹底が必要だと考えます。

今回の提案は、今日26日に採択をされて、そして10月1日からということになっておるわけでございまして、周知期間は4日間しかありませんし、しかも土・日も中にあるわけでございます。

こういう性急な施行ではなく、一定の期間を置いて実施するということが私は必要だということを指摘して、反対をするものであります。

○議長（岡本 勇君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第62号を採決いたします。

議案第62号 京丹波町国民健康保険病院及び診療所使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第63号 京丹波町緑資源機構事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第8、議案第63号 京丹波町緑資源機構事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、議案第63号を採決いたします。

議案第63号 京丹波町緑資源機構事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第64号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第9、議案第64号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、議案第64号を採決いたします。

議案第64号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第65号 京丹波町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第10、議案第65号 京丹波町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 1点お尋ねをしておきたいと思うんですが、提案理由にありますように、暴力団員の排除ということが大きな目的になっておるわけですが、この条例の制定に基づいて、そのいわゆる周知徹底ですね、どういふようにこれはされるのか。あくまでも入居の場合に、いわゆる入居基準の中にこういうものが入っていくということなのか。告示は当然するわけですが、一般に広くこういうようなことは徹底していくということなのか、ちょっとその点伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） 周知徹底ですが、対象者は当面は入居予定者を対象といたしておまして、案内書には今任意で記載しておりますけれども、きっちりこの辺は盛り込んでいきたいと思っております。

それから、申込書につきましては、誓約書を求めていくということでやっていきたいと思っております。

既存入居の方につきましては、そういう情報があれば、この条例に基づきまして対処をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第65号を採決いたします。

議案第65号 京丹波町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第66号 平成20年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第11、議案第66号 平成20年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

6番、東君。

○6番（東 まさ子君） 19ページの経営支援業務委託料ということですが、診療所の経営診断ですか、それをしていくということで説明がありましたけれども、委託先というのはどのようになっているのか。

また、一定の診断をされてきたわけですが、さらにということでもありますので、具体的にはどのようなことについて診断を強めていかれるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 前年度実施させていただきました経営診断の結果に基づきまして、今後、和知診療所の運営方針等についてさまざまな選択肢をもとに検討しておりますけれども、今後、将来的なシミュレーションですとか、最終それを、持続的なシミュレーションが可能かどうかという専門的な見地からの支援業務を考えております。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東 まさ子君） 一般質問でもされておりましたけれども、老健施設へのそういう検討については、医師の問題とか、いろんな問題があるというようなこともありました。そういうものをどうするかということについてされるのか、それとも経営そのものを民間とかそういうものも含めて検討されているのか、あくまでも自治体の病院として運営状況を診断するとされているのか、そこら辺のところはどうですか。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 今までの一般質問等で町長が答弁させていただいておりますように、老健への転換、またそういう運営形態の変更も含めて検討の対象とさせていただいております。

○議長（岡本 勇君） 3番、山内君。

○3番（山内武夫君） 私の方からも何点かお聞きをしたいというふうに思いますが、歳出の21ページで農林水産業費で、有害鳥獣の対策備品というふうなことで70万円上がっております。説明では、猿の追い払いというようなことで聞いておりましたら、かんしゃく玉みたいなものを何か鳴らすとかいうような、そういうような説明もあったわけなんですけれども、具体的にどのようなものなのか説明をしていただきたいというふうに思います。

それと、23ページの農村情報整備の関係で、CATVの拡張整備工事の予算が480万円ですか、上がっておりますが、先般、臨時議会で工事の方の議決をしたんですけれども、それに引き続いての事業ということで、前倒しで事業をやっていくということなんですけれども、どのような内容のものをされていくのか、お聞きをしたいというふうに思っております。

それから、もう1点、27ページの土木費で、三ノ宮団地の団地広場整備工事というふうなことで135万7,000円の金額になっておりますけれども、これにつきましても内容がどのようなものであるのかお聞きをしたいというふうに思います。この件につきましては、先般も町長の方から話があったんですけれども、そこの一連の事業をする中で補助金の超過交付で返還金が生じてきておるということで、以前の答弁では2,300万円ぐらいが最終2,000万円ほどになるやろうというふうなことで課長の方から答弁があったんですけれども、それがこの金額を含んでのことであるのかどうか、そこら辺のことと、あと事業計画ですね、当初計画から相当変更にもなってきたというふうなことで聞いておるんですけれども、これで最終なのか、どのようなことで、地元との協議ですね、それが十分できておるのか、その点につきましてもお聞きをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 有害鳥獣の対策備品ということで70万円を計上しております。これにつきましては、当初では升谷地区でバッファゾーンということで、農地から山腹を約50メートルの幅で1.7キロメートルほど刈り分けるということで、緩衝帯をつくって野獣の侵入を防ぐという計画をしていたんですが、猿の被害が相当ひどいという地元の要請もございまして、この事業の中で最初に猿の駆除をしようやないかという話がまとまりまして、その上の委託料100万円減じまして、この備品購入の方に70万円を加えたということでございますが、レーザー式のいわゆる弾が発射できるようなものでございます。その弾には、ハバネロという辛い唐辛子の成分でつくった弾がございまして、それを3発連続して発射できると。このぐらいなものでございますが、手で押したらバターンと出る。レーザーがついていまして、夜間でもいけるということなので、夜間、シカとかイノシシにも有効ではないかということで、実験的に京都府がやってみようということで取り組む予定でございます。

そういったことで、有効射程が15メートルということを知っております。1発では50メートルほど飛ぶそうですが、レーザーがついていますので照準がついていますので、正確に当たるのではないかとございまして。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長（岩崎弘一君） 23ページの農村情報整備事業の關係の工事費にかかわっての部分でございますけれども、本年度につきましては伝送路整備ということでご案内をさせていただいたとおりでございますが、入札の關係で若干前倒しも必要になってくるというようなことがございまして、来年度の21年度に計画しておりますそれぞれの瑞穂のセンターの部分でありますとか、丹波、和知のサブセンター部分での放送系の設備を、デジタル化も含めまして、そのものについて計画をさせていただいております。

まだ具体的な部分というのは、設計段階ということになっておりますので申し上げることはできませんけれども、大まかにはそういうことでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） 失礼いたします。27ページ、三ノ宮団地広場整備工事135万7,000円の概要でございますけれども、場所につきましては、三ノ宮団地のちょうど今駐車場を整備させていただきましたけれども、その横に空き地がございまして、この部分につきまして真砂土舗装をやっていきたいと考えております。

もちろん、まち交の関係でございますけれども、この分につきまして4割がまち交の補助金の充当になるということでございます。

お尋ねのまち交の関係なんですけれども、昨年事業年度を1年間延ばさせていただきました。また、補助金ベースで2,400万円ぐらいもらい過ぎということで、その辺をできるだけ少なくするというように努めておりまして、先ほどの三ノ宮団地の広場ですね、それから今計画を進めております左曽良線につきましてもこれに取り込んでいきたいと考えております。

それから、住宅の補助基本額の考え方も今再見直しをやっておりまして、これも何とかもう少し増えるんじゃないかと考えておりまして、今考えておりますのは、全体といたしまして2,000万円は切るんじゃないかと考えております。

それから、地元との協議なんでもございますけれども、左曽良線につきましては地元区の方と協議いたしております。全体としての三ノ宮の振興会と、その辺とは協議はできておりませんので、本日この予算が終わりましたら、この整備も含めまして協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 3番、山内君。

○3番（山内武夫君） 今、それぞれ答弁をさせていただいたんですが、一つは今もありました猿の獣害の関係ですね。聞いておりましたら、射程距離が15メートルぐらいでというようなことで、今試験的に京都府の方もされておるといようなことなんですけれども、実際見ておりましたら、猿の場合、瑞穂の方でも順番に広がってきておりまして、今深刻な事態になりつつあるんですけれども、今まででしたら猟友会の方に出てもらって猟銃で追い払うというようなことで、それでもなかなか効果がないのに、これぐらいの、これぐらいのと言うのは失礼ですけれども、そういうようなので効果があるのかどうか。試験的にされておると、試験的というようにございまして、大変高額な金額になりますし、そこら辺十分検討していただきたいというふうに思いますのと、あと、これと貸し出しというようにすることで、そういうのもできるのかどうか、その備品が。そういう点につきましても1点お伺いしておきたいというふうに思います。

あともう一つ、三ノ宮団地の関係ですけれども、今聞いておりましたら左曽良線ということで、これは猪鼻の関係になるかというふうに思いますけれども、これはまちづくり交付金の中でのということなんですけれども、その計画の中にこれが入っておるのか。三ノ宮地域だけの事業やというふうに思っておったんですけれども、猪鼻までの範囲を入れてもこれは妥当

なのかどうか、そこら辺のことを協議が府なり国の方とできておるのかどうか、その辺につきましても1点お伺いをしておきたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） ご指摘のとおり高額なものでございますので、十分そのあたり慎重に実験等やっていきたいというふうに思っております。

貸し出しにつきましては、基本的に備品でございますので、貸し出しができるような方向で考えていきたいと思いますが、いろいろ事業の関係もございまして、詳細についてはまた検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） 変更の件でございますけれども、昨年度第3回の変更をいたしました。変更内容といたしましては、事業年度の延長と、それからエリアの拡大ということでございます。

基準といたしましては、三ノ宮地域全体まではいけるということで、何とか左曽良線まで入れさせていただいた状況です。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） すみません、つけ加えますが、この機械につきましては大体20基から25基買う予定でございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 2番、坂本君。

○2番（坂本美智代君） 私も、2点ほどお伺いいたします。

歳出の12ページ、総務費の中での一番上の備品購入費の庁用備品で、説明の中でもAEDを設置すること、3台するというところをお伺いしましたが、これはだれが見てもわかるところにやはり看板なり、そういうことが必要ではないかと思いますが、その点はどのように考えておられるのか。

それともう1点は、その下の13ページの地域振興事業費の中の自治振興補助金が上がっておりますが、説明では16地区の16事業というようにお伺いしましたが、具体的な事業なり、それぞれの地域、どこどこに出されるのか、どういった事業をされるのか、わかりましたらお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） A E Dの関係でございますが、3台ということで、本庁と各支所に1台ずつという予定をいたしております。当然、設置の表示は明らかにさせていただくつもりでございます。

○議長（岡本 勇君） 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長（岩崎弘一君） 自治振興事業の内容でございますが、おっしゃるような16地区の16事業ということでございます。

内容的には、集会所でありますとか、公民館関係が11件ございまして、それからグラウンド関係が3件、そして公園関係が1件というような状況でございます。

公民館の関係で、今件数を申し上げましたけれども、1カ所については屋根の改良と冷暖房設備の設置ということで、2件が公民館の中に含まれている分もありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 2番、坂本君。

○2番（坂本美智代君） それぞれお答えいただいたんですけど、だれが見てもちゃんと掲げるといことですが、外から見てもやはりどこにあるかということを見てわかるように、どの辺にされるのか、その点、庁舎の中に置いたのではやはり中に入ってみないとわかりませんので、外から見ても、ここの庁舎には設置してありますよというような表示が必要ではないかと思えますが、その点のお考えと、今、自治振興のそれぞれの16地区、そして16事業のことをお伺いしましたが、また後で資料でもいただけたらうれしく思えます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 確かにそういうことでございますので、できるだけ外部にもわかるように表示はさせていただきたいと思えます。

ただ、設置箇所については、防犯上の観点もございまして、庁舎内ということでご理解を賜りたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 8番、横山君。

○8番（横山 勲君） 私も1点だけお尋ねしておきたいと思えますが、ページ数11ページの財産管理費でございますが、その財産管理費の中に工事請負費40万円が町施設の改修工事ということで上がっておりまして、説明をお聞きしました折には、中央公民館前の築山と申しますか、これの改修をするんだというお話を承ったというふうに思うわけですが、これらの改修の内容と、どんな目的でされるのか、まずお尋ねいたします。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） これにつきましては、実は今公民館の前の築山の東側ですか、こ

ここに町営バスの車庫を持っておるわけですが、そのバスの回転等、車庫に入れるときにかなり今までから支障が出てきておるという状況でございます、一部その築山を撤去する工事ということでございます。

○議長（岡本 勇君） 8番、横山君。

○8番（横山 勲君） この築山のことを少し振り返って見ておったわけですが、先人たちが寄附行為等をもって木を寄附したり、また石の問題には川から上げたということでいろいろあったよしでございますが、そうしたことで築山ができたというふうにお聞きをしたわけでございます。ご案内のとおり、こうした築山といいますか、自然の樹木というのは一朝一夕にして大きく育ったり、そしてまたするものではございません。

今お尋ねしますと、バスの回転場というお話でございますが、私は構造物等についてはいつでもつぶしても建ててもできるというふうに思いますが、こうした大きな資産であり、これは文化というふうに思うわけでございます。そうしたものが一挙一様そういうことだけでつぶしていいものかな、こんな思いで、むしろバスの回転場だけということになりますと、そのことの方を解決、つぶすということになしに、もう少し解決の方法があるのではなかろうかなと。これは、お互いに文化であり心の問題だろうというふうに思いますので、ぜひひとつ思いとどまっていたいて、ほかの方法を模索いただくことを含めてご検討を賜りたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 築山の経緯等もあるわけですが、またあわせまして残しておかなければならない樹木、いわゆる記念植樹、そういったものも十分内容を検討いたしまして、残すべきものは移植するといいますか、そういうことで保存もしなければならぬというふうに考えておりますが、現状としてはこの一部を撤去させていただいて、バスの回転場として有効に活用したいというふうに考えております。

○議長（岡本 勇君） 8番、横山君。

○8番（横山 勲君） 今、一部ということをお聞きしました。また、そうした樹木については移し替えをして植栽をするというお話でした。

どうぞひとつ、基本的な話としてはぜひそういうことで、先人たちの思いであそこにああした築山をつくった、そして、やはり我々も緑を大切にしながら、中央公民館をご利用される方、またあそこを駐車場としてご利用される方々が目の憩いの場所といいますか、心の安らぎといいますか、そういう部分があるだろうというふうに思います。ぜひひとつ、そうした心も大切にしながら、そうした心を大切に行政をお願い申し上げまして、今回回答があ

りましたように、ぜひ余り大きな撤去になることがないように、樹木については残していただきますようお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私も何点かお尋ねしておきたいんですが、1点は歳入の地方交付税の関係でお尋ねしておきたいんですが、普通交付税が今回1億3,489万9,000円ということで、確定ということで大幅増になっておるんですが、特別交付税の場合はいろんな状況等もあって金額が余り定まらないという面はあると思うんですが、普通交付税の場合は一定の基準に基づいて算出されるということだと思うので、1億を超す普通交付税でこの差が出たというのはどこに当初の見込みとの差があったのかと。

当然、当初に一定の予算措置ができれば、住民要望にも応えられるということもあると思うんですけども、その点のちょっと見解をひとつ、どういう見込みであったのかという点を伺っておきたいというように思います。

それから、国庫補助金の住民基本台帳のシステム改修補助金というのがあるんですが、これはどのような台帳整理ということなのか。11万6,000円ということで、具体的にはどのような改修に対する補助なのか、お尋ねをしておきたいと思います。

それから、先ほどからちょっと出ていましたAEDの関係なんですけれども、これは総務課の関係の庁舎備品ということになっておりますが、これまで学校施設なんかにも設置していた経過があるんですが、須知高校の前を通りますと、入り口に看板が上がっておるんですね。やはりそういう事故の場合、また実際に心臓に病気を持っておられる方などは、やっぱりあれがかかっておるというだけでも非常に安心というか、そういうことも聞きます。

今もありましたように、今既に設置しておるところについても、ぜひそういう外からといいますか、ここにそのAEDの機械があるんだという明示ができるように、わかるように、ちょっともう一遍点検していただいてやるべきだと思うので、改めてちょっともう一度その点伺っておきたいというように思います。

それから、13ページの情報推進室の備品購入費で269万9,000円の減になっておるんですが、さきの情報整備事業の中で、これはケーブルテレビの関係ですけれども、整備工事やとか一般備品がこちらでは増になっておるんですが、その関係でいわゆる組み替えをされたということなのか、必要なくなったということなのか、伺っておきたいというように思います。

それから、町村会のシステムサポート負担金というのが200万1,000円あるんですが、電子化の費用というようなことをちょっと説明があったと思うんです。これはどうい

ような中身で、いつからこれは、これは住民税の引き落としかと思うんですけども、実施というのはどういふようなことがされておるのか、また対象者というのは何人ぐらいになるというように見ておられるのか、伺っておきたいというように思います。

それから、17ページで民生費の関係なんですけれども、社会福祉総務費の中の障害者自立支援事業の中で車両購入費があります。10分の10の補助だというように聞いたんですが、どういふような車の購入を予定されておるのかということと、さらに民生委員の児童福祉の総務費でも車両購入費が89万円あるんですが、一度にこれは2台の車の購入するということになっておるんですが、更新なのか、新規で購入ということになれば、これまではどうされておったのか。2台増やすということは、当然それに伴う経費もみなついてきてしまうわけでございますので、その辺はどうなのか伺っておきたいというように思います。

それから、先ほど有害鳥獣の関係でお尋ねがあったんですが、いわゆる備品であるので貸し出しもするということの検討もあったんですが、先ほども説明がありましたように、当然その弾というのが要ると思うんですね。弾代をほんならどうするのやと。ここの場合は、70万円で当然弾代も機械も入っておると思うんですけども、貸し出しするのやったら弾代は負担ということになれば、升谷の場合は弾代もただやったけれど、ほんならほかの人は金が要ると、こういう不公平が出るんやないかと思うんですけども、その辺のちょっと考え方ですね、どうなのか伺っておきたいというように思います。

23ページのケーブルテレビの、先ほどお尋ねがあったのかもかもしれませんが、拡張整備工事というのはどういふような、一般備品もあるんですが、全体の総額の5億2,500万円というのは変わらずに、設計のいわゆる業務委託料が減になって、その分がここに回っておるといふふうと思うんですけども、具体的なこの中身というのはどういふものなのか、お尋ねをもう一度しておきたいと思います。

以上。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） まず普通交付税の関係でございますが、普通交付税、一定算定基準というのが示されておることにはなっておるわけでございますが、例年単位費用といひますか、そのベースになる費用額、それから算定計数、こういったものは毎年変更がなされるという状況で、必ずしもきちっと見込みが立てられるという状況にはないわけでございます。

あわせて、20年度につきましては、地方再生対策費というのが新たに盛り込まれたということの部分での増額が一つの今回の要因になったということと、それから基準財政収

入額の関係も、税源移譲で住民税が増えたわけでございますけれども、そういった国の算定基準のあり方自体も19年度と20年度は若干算入方法が変わりまして、そういった部分での基準財政収入額が逆に減ったというような状況もあわせまして、今回の大幅な増額計上をさせていただいたということでございます。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 5ページの総務費補助金の住民基本台帳システムの改修事業補助金11万6,000円でございますが、これにつきましては、来年の5月21日から裁判員制度が始まるわけでございますが、それに係ります候補者の予定者名簿の調整のためのTRY-Xのシステム改修部分と、これに係る補助金でございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長（岩崎弘一君） 私の方からは、まず13ページの情報推進費の関係の施設の備品の関係でございます。269万9,000円の減額の部分でございますけれども、これにつきましては行政系のシステムでございます。庁舎内での行政システムでございますが、平成19年度にウェブの関係でありますとかEメールの環境をすべて瑞穂の情報センター、以前は丹波の情報センターに置いておったわけでございますが、瑞穂の情報センターに移行いたしました。これにより、イントラネットの関係でございますけれども、公共施設等にはイントラネットが張りめぐらされておったわけでございますけれども、瑞穂の情報センターに移行しました関係から、ある一定行政系の部分が不必要な部分が出てきました。イントラネットの部分ですね。その部分について、行政としての部分について、一般用にその部分、その部分が一般用に使用可能となった部分がございますが、その部分が備品として減額をさせていただいたということでございます。

それから、23ページのCATVの拡張整備工事の480万円の関係でございますけれども、先ほども申し上げましたように、瑞穂の情報センター、もとのセンターなり、和知、丹波のサブセンターの部分でございますけれども、その部分の放送系ということで設備の改修、アナログからデジタルへ、そういう部分でございますね、そういう分についての計画ということでこちらへ工事請負費に集約をさせていただいたということでございます。

○議長（岡本 勇君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田恵一君） 15ページの賦課徴収費の負担金補助の関係です。今回、町村会システムサポート負担金で200万1,000円をお願いしておるわけですが、中身的には、今ございました来年の10月から年金受給者の住民税の特徴が始まるというような

ことでございますので、これに合わせたシステムの改修を行う必要があるということで、京都府自治体情報化推進協議会の方でお世話になる部分でございます。

これにつきましては、来年の21年の1月に社会保険庁等から年金支払報告書等の報告が市町村に行くというようなことで、これを受ける必要がございますので、こうしたものへの対応ということでお願いをするものでございます。

これに134万円と、それからもう1点は、固定資産税の来年評価替えということでございますので、これも同じくTRY-Xシステムの改修ということで66万円、合わせまして200万1,000円を計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 失礼いたします。私の方からは、17ページ、上段の方の車両購入費についてでございます。

これにつきましては、まず更新ということでさせていただくものでございます。障害者の地域交流なり自己啓発などの社会参加をされる際、いろんな行事に参加していただく際の送迎用なり、保健師なり、障害福祉担当の訪問での相談支援の業務に使用をさせていただく予定にしております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 野間教育次長。

○教育次長（野間広和君） 先ほどのAEDの関係であります。小学校、中学校、幼稚園、すべて配備をしていただいておりますけれども、保管につきましては、管理上も含めまして職員室で管理をさせていただいております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） 私の方からは、17ページの車両購入の89万円についてお答えさせていただきます。

これにつきましては、保健福祉課の堂本課長の方から説明がありました車両購入のに関連するわけですが、前のページの5ページで、府支出金の民生費府補助金の項目にございます障害者自立支援特別対策事業費補助金というのがございまして、これは10分の10で単年度で今年度までの補助金が京都府でございますので、これを保健福祉課の方と協力をさせていただきまして、今年度、平成20年度、発達支援事業を立ち上げましたので、それに係る作業療法士が各保育所、それから幼稚園、現在は学校の方にも出向かせていただきまして、

それぞれ発達上に課題を抱えております子どもさん方に対する先生方との協力をしながら相談、それから支援を行っているわけですが、それに係る車両の購入でございます。

これについては、子育て支援課では1台公用車を持っているわけですが、これはかなり修理等も行いまして非常に長期間乗っておりますので、今回この補助事業によりまして購入をする予定としております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 猿の追い払い機でございますが、弾は12発で、発射ガス4本つきで約1万円ほどしますので、相当高額なものだということでございますが、今、詳細にわたって集めておりますので、そのあたり問題になってくるかと思えます。

ただ、すべて町費というわけにはいきませんし、今、有害の関係で柵とか檻のいわゆる補助枠を持っていますので、その辺と調整しつつ、幾らかの負担はいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） ちょっとそれぞれいただいたんですが、一つはAEDの関係は、保管場所というよりも、当然さっきも庁舎の中ということやったんやけれども、学校やったら学校に設置してありますよという表示を、例えば須知高校の例を私は申し上げたんですが、入り口に看板が上がっておるんですね、AEDがありますと。ああいうやっぱり一般の方も町民も含めて、ここには設置してあるんやなという表示が外にあれば非常に安心もできるし、いざというときにはそこへ駆け込めばその機械があるということがわかるので、そういうことをすべきではないかと、できておるのかということも含めてですけれども申し上げたので、ちょっと改めてその点についてはお尋ねしておきたいというように思います。

それから、自動車の購入の関係なんですけど、それぞれ今お聞きすると更新ということになるかと思うんですけども、この場合には車両を購入すると、今ある自動車というのはどういう措置をされるのやと。町営バスの場合には、一般備品として総務の収入になっておったんですけども、これはどういうような、更新すれば古いやつを下取りとしてされるのか、ちょっとその点、もう一度伺っておきたいというように思います。

それから、庁舎内のシステムサポートの15ページの関係なんですけど、対象者がわかっておれば何人かということをお尋ねしたんですが、全くわからないのかどうか、ちょっとお尋ねしておきます。

それから、申しわけないんですが、さかのぼって14ページなんですけど、男女共同参画事業というのがマイナスで10万9,000円になっておるんですが、いろんな町としてもそういう計画を持って取り組んでおられると思うんですが、この事業そのものがマイナスになったというのは、ここで見ますと講師の謝礼のマイナスということになっておりますが、これは計画しておいた事業が取り組めなかったということなのか、取り組んだけど講師が予定よりも安くなったということなのか。非常に取り組みとしては大事な部分やと思うんですけども、その点のちょっと考え方をひとつ伺っておきたいというように思います。

それから、私ももう一度、19ページの経営支援業務委託料の関係でお尋ねしておきたいんですが、提案理由の説明の中では、地域医療のあり方と、これを支える財政運営に生じる課題の是正に向けて、診療所の経営支援業務、抜本的な改革について調査、研究を行うということになっておるんですが、これは委託をするということになりますので、具体的にはどのような業種というんですか、業務の委託をされるのか。委託先の問題ですね。

ちょっとその点と、先ほどちょっとお答えといたしますか、あったと思うんですが、将来的なシミュレーションの部分があったと思うんですけども、診療所が果たす役割ですね、地域で。その辺のことは委託料として出される中での診断には入っていないのかどうか、そういう考えはないのかどうか、もう一度伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 野間教育次長。

○教育次長（野間広和君） 失礼をいたしました。AEDの表示につきましては、外に看板等は設置しておりませんが、玄関を入ったところにAEDの設置校ということでシールを張っている状況であります。

今後、また校長先生らとも話し合いをさせていただいて、ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 失礼いたします。車両購入の関係で、更新する車についてですけれども、一応下取りということで考えておりました、かなり10年以上の車ですので有価になるかどうかというのはわからないところですが、それでも貴重な財産ということで考えていきたいというふうに考えております。

○議長（岡本 勇君） 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長（岩崎弘一君） 14ページの男女共同参画推進事業に関連する報償費の減額の関係でございますが、それぞれのセミナー、例えば生きがいセミナーとか、そういうものについての回数的には年間3回ということで、町内で実施することとしております。

今回補正させていただくものにつきましては、その3回の部分でございますけれども、講師の報償部分については京都府さんがその部分は出しますということで、1回当たり3万円の講師代、3回分、9万円をお世話になるということで減額をさせていただきました。

また、もう一つの謝礼等につきましては、女性の方が多く、若い方もおられますので、保育ルームを設けております。その保育ルームの関係の謝金ということで、3回分、マイナスの1万9,000円についても京都府さんにお世話になるということで、今回減額をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） 先ほどの車両購入後の現在持っている車両についてでございますが、子育て支援課での公用車につきましては、まだ町内等で運行するには差し支えありませんので、総務課の方と協議をいたしまして、ほかの課でも公用車が足りない、もちろん子育て支援課も、1台では1人乗っていきますと動けない状況ではございますが、総務課の方と協議をいたしまして、1台についてはまだしばらくの間は公用車を使っていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田恵一君） 今回の年金特徴は来年の10月からということでございまして、当然本年の所得によって住民税が課税される方が対象でございますので、今ほんならその対象者が何人かということは来年にならんとちょっとわからんということもあるんですけども、今回その制度に伴いまして、本庁システムへの今回制度の受け入れ態勢を整備するというようなことございまして、来年、先ほど申し上げましたように1月には年金支払報告書が社保庁等から届くということでございますし、またその対象者につきましては、5月ごろには大体の人数がわかってくるんやないかというふうに思いますし、また我々としまして、本算定します7月にはその情報を社保庁を通じましてそのデータを送っていかんらんというようなことになりますので、来年になれば、5月以降になれば、その対象者人数はわかってこようかというふうには思います。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 診療所の経営支援業務に関連いたしましてですが、さまざまな選択肢を考えるに当たりまして、私ども独自で試算なりシミュレーションなりはしておりますけれども、医療制度、介護制度が複雑に組み重なっております関係や、制度がどんどん変更しております関係もございまして、私どものシミュレーションが本当に正しいと

いいますか、それが今後も持続可能として判断できるのか、そういうあたりにつきまして専門的な見地からの判断をいただくということで、委託先につきましてはコンサル関係を考えております。

診療所の役割等につきましては、地域の方の安心と暮らしを支える仕組みづくりを前提といたしまして、病院との連携やドクターの確保という観点から、医師また現場の医療職を中心に考えております。

この支援業務には、その役割の部分については、こういう場合はどうかという提案といたしますか、こちらで考えている分についての専門的な見地からのアドバイスを求めたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第66号を採決いたします。

議案第66号 平成20年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は、10時15分からといたします。

休憩 午前 10時00分

再開 午前 10時15分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

《日程第12、議案第67号 平成20年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第12、議案第67号 平成20年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

お断りを申し上げておきます。

坂本議員が都合により欠席される旨の届けが出ておりますこと、冒頭に申し上げず失礼しました。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと1点お尋ねしておきたいと思うんですが、3ページの歳入なんですが、保険税の減額がトータルで4,444万4,000円という数字、非常に大きな数字がありまして、当初予算の見込みが錯誤によるものという説明があったと思うんですが、これは専門的に担当していただいておりますと思うんですが、その方が錯誤というのはどうであったのかと。その錯誤という言葉が、専門に担当しておる人の錯誤というのはどうなのか、ちょっと見込みの違いが大幅に違ったということについて伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） ご指摘のとおりでございますが、大変申しわけなく思っております。

内容といたしましては、理由にはならないわけですが、制度改正というふうなことがございまして、今回税率改正を検討する中で収支の検討を行ったところですが、国保税につきましては最大値でもって検討を加えておいたところですが、そのままその数値が予算としても掲載してしまったと。まことに申しわけないといえますか、申し開きのないようなミスでございまして、以後気をつけたいというふうに思っております。大変申しわけございませんでした。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東 まさ子君） ちょっと一つお聞きしておきます。

保険税については最大値ということでありましたが、収納率につきましては本当に難しいそういう状況にあるんですが、一つ滞納されているところの保険税について、その資格証が発行されているわけでありまして、その中で子どもたちですね、3世帯、中学生の家庭にそういう保険証が届いていないということがありましたが、その子どもたちがいる家庭につきましては町の姿勢としてどういうふうにするのか、1点だけお聞きをしておきます。

資格証は発行しないというのが私たちの基本ではありますが、その中で子どもたちのいる家庭については今後どうされるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） ご心配の向きといえますか、当然私たちも思っておりますが、ございますけれども、やはり制度上、これにつきましてはもう当然納付義務者である世帯主さん

にお支払いをいただくように、もちろんそういう子どもさんの医療も当然担っていただいておりますので、世帯主の方に十分ご理解をいただくように説得してまいりたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東 まさ子君） 一般質問でも言っていたわけですが、厚生労働省が全国でそういう調査をしているという、そういう根本の理由にはどういうものがあるのか、どういうふうに調べて、厚生省はどういうふうにされようとしているのか、そこら辺の基本的な、国のどういう状況のもとに調査をされているのかということについてお聞きしておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） どういう意図で調査をされているかというところにつきましては、詳しい説明は参っておりません。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） もう1点お尋ねしておきたいんですが、4ページの前期高齢者交付金の中で、現年分の中の説明で、後期高齢者へ入ると考えていたといういわゆる65歳から74歳の人という説明があったと。これはそうであったのかどうかということをお尋ねしたいと思うんですが、そうであれば、それこそ先ほど申しあげました専門でやっておって住民に説明すべき立場の者がそういう間違いをするというのはどうであったのか、改めてお尋ねしておきたいということ。

それから、今も出ております3名の子どもさんの家庭の関係なんですけれども、これは面接をされたとか、連絡をとったとかいうことは、特に子どもとの関係もございまして、されておるのかどうか、それをあわせてお尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 前期高齢者交付金の算定につきましては、当初こういった詳しい内容につきましてはの指示はございませんでした。今回の概算交付決定によりまして、先ほど補正予算の補足説明の際に補足説明をさせていただきましたが、そうした後期高齢者へ移行される方の医療費実績についても算入することが明らかになったということでございます。

それから、3名の子どもさんの方への折衝といいますか、そうしたことにつきましては、現在のところはできておりません。あくまでも弁明の通知を行って、内容を説明していただきたいということを申し上げておるところでございますが、そうした方が全く相談に応じていただけないというふうなことで、その対応につきましては、一般質問で町長から答弁があっ

たところでございますけれども、現在のところ、そうした対応をさせていただいておるというところでございます。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東 まさ子君） 被保険者に努力してもらおうということではありますが、例えば本町は中学生までの医療費の無料化の実施をしておりますが、子どもでありますので学校での歯の治療でありますとか、そういうものが日常的にはあると思うんですが、そういう中学生医療費無料化との関係ではどうなりますか、こういう滞納者との関係で。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 学校の検診につきましては、たしか学校の特別なものがあつたと思うんですが、ちょっと定かではございませんで申しわけございません。ただ、一般的に医療にかかれる場合につきましては保険証がないということでございますので、それはそれを支払っていただくということがまず前提になってくるということでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第67号を採決いたします。

議案第67号 平成20年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第68号 平成20年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第13、議案第68号 平成20年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、議案第68号を採決いたします。

議案第68号 平成20年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第69号 平成20年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第14、議案第69号 平成20年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

6番、東君。

○6番（東 まさ子君） 水道事業であります。19年度は、配水能力を6,161トンということであったんですけど、20年度につきましてはどうなっているのか。新しい水源もできて、基本的には9,100トンというそういう水を供給できる、そういう能力があるということですが、20年度はどういうふうに配水能力というのを見ておられるか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 中尾水道課長。

○水道課長（中尾達也君） この6,161トンという数字につきましては、19年度の事業報告書の方に配水能力として上げさせていただいているところでございますが、この事業報告書に表記をいたしておりますのは、水道の統計資料の数値を引用しております。従来の施設の能力としましては全体で9,100トンあるわけですけれども、この水道統計によりましては飲料水の供給施設は除かれることと、それから新規水源としまして下山水源については対象から除かれるというようなことから、このような配水能力の数字を計上させていただいております。

したがって、平成20年度におきましても、町の施設全体の配水能力としましては9,100トンというふうになっているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 1点お尋ねをしておきたいと思うんですが、今回提案になっておりますのは、いわゆる料金表の不備による使用料の返還等が主な中心になっておるわけでござ

いますけれども、最終的に未承諾の方も現時点では、聞くところによりますとこれまでの過年度分等を含めた方が29件、現年分の新規として13件、42件あるというように聞いたわけですが、今後のいわゆる対応ですね、一定9月の時点で取りまとめようということも聞いておったわけですが、最終的に年度内に決着ということになると思うんですけど、これはあくまでも強制はできないわけですが、お願いをする以外にないわけですが、最終的な判断というのはこの年度をもって、未承諾の方があったとしても一つの切りとされるということなのか、あくまでも何回も訪問してお願いをするという考え方なのか。また、町外の方もあろうと思うんですけど、その方への取り組み、対応等もどうされるのかを含めて、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 中尾水道課長。

○水道課長（中尾達也君） 今回の補正予算にも計上させていただいているところですが、これにつきましては水道料金表の漏れということで影響しております部分についての今回の補正になっているところでございます。

議員が申されましたように、現在のところ、まだ承諾をいただけていない方が42件ございます。そのうち、面談をしながら承諾をいただけなかったという方が12件ございまして、また町外者でありますとか、本人が入院等で不在ということで面談をできていない件数が30件というようところで現段階でございます。

6月からお願いにあがりながら今日を迎えましたけれども、今後につきましても改めてお願いに参るなり連絡をとりまして、何とか承諾をいただけるように努力をしてみたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） そういう努力を当然されるし、すべきだと思うんですけど、最終的な切りをつけんなんだろうと思うんですね。この年度内というのを一つのめどとされておるかどうか、いや、それはもう次年度も引き続いてやるということなのか。一つの年度が終わりますので、それを一つの切りとして、それに向けて努力をするという、そういうことでの考え方なのか、改めてその点伺っておきたい。

それで、申し上げましたように強制ということにはなかなかならんわけですが、あくまでもお願いということしかないわけですが、その辺のちょっと考え方をもう一度伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 中尾水道課長。

○水道課長（中尾達也君） 先ほども申しましたように、改めて承諾をいただけるように努力をしてまいるところでございますが、一定年度を切りとしまして考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第69号を採決いたします。

議案第69号 平成20年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第70号 平成20年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第15、議案第70号 平成20年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 1点お尋ねしておきたいと思うんですが、歳出の関係で管渠工事200万円と、グリーンハイツというような説明があったと思うんですけども、下山処理区の増設工事等も行われておりまして、それを受けてグリーンハイツの管とつなぐということになると思うんですけども、現在もグリーンハイツの場合は下水道があるわけございまして、それは町の管とつなぐということになるわけございましてけれども、いわゆる現在の施設というのはグリーンハイツの開発をした業者が埋設したものだと思うんですけども、その辺の現在使っておる管というのは調査をされておるのかどうか、そういう調査の方法というのはどういうふうに考えておられるのか。あくまでも今現在使っておられるわけですから、本管をつなぐということだけで移行するということになるのかどうか。

それから、いわゆる徴収の問題なんですけれども、これは工事が完成しますと、当然町が

下水道の使用料をいただくということになると思うんですけども、それは今は自治会がやっておられるというふうに聞いておるんですけども、当然町がやると、自治会に委託というようなこともあるのかどうか、それを含めてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 中尾水道課長。

○水道課長（中尾達也君） 今回補正で要求をさせていただいております管渠工事に関連いたしましてですが、現在のグリーンハイツ区の下水の処理場につきましては、ハイツ区の方の自治会の方で管理をされているところをごさいます、それが最終的に町の方に移管をされるわけですが、施設につきましては、グリーンハイツ区で管理をされております台帳なり図面等を私どもの方にいただきまして、町の方で改めて調査等も行いましてきっちりとした台帳にしまして、管理をしていきたいというふうに考えております。

それから、使用料の徴収についてでありますけれども、これにつきましてもグリーンハイツ区の方で管理をされております台帳に基づきまして町の方に移管をしていただきまして、その台帳に基づき、町としても使用料の方を徴収していきたいというふうに考えております。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東 まさ子君） 6ページに、消費税の納付金ということで100万円の減となっているのであります。直接的には会計にはあれですが、公共料金、下水につきましても消費税がついているわけでありまして、消費税につきましてはいろいろな考え方もあるんですが、今本当に社会保障というのが負担も含めて給付も含めてどんどん悪くなってきているのであります、消費税のそもそもの設置目的というのが社会保障のために使うということであったわけでありまして、町長にお聞きするんですが、本当にこういう消費税が町長は自分の考えとして社会保障のために十分に使われているのかどうかということについて、基本的なことですが、1点お聞きをしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 消費税の導入については、さまざま議論があったところだろうというふうに思いますが、やっぱり国民のいわゆるこれからの社会保障の部分をどう維持していくかということについて、私は非常に財政難の中で十分そうした当初の思いというのは貫かれているのではないかと考えております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私、ちょっとお尋ねしたので答弁があったのかどうか、ちょっと確認というか、聞き漏らしたと思うんですけど、移行で町がグリーンハイツの全体をつなぐということで管理をするということになりますと、現在のいわゆる本管ですね、グリーンハ

イツ内を走っておる。そのいわゆる台帳はもらうけれども、本管がどこに走っておるかという台帳もいただくんやと思うんですが、例えば水道でしたら石綿管という問題があって、いろいろやり替えとかいう問題もあったんですが、実際そういう状況というのはないのかどうか。移行を受けるときに、ちゃんと調査をして、それが一定改修が必要でないのかどうかというのも本来はして移行を受けなんだら、例えば町が移管を受けて、それに莫大な改修が必要となるということになれば、だれが責任を持つんやということになるわけなんですけれども、その辺は宅造地を販売した業者がないという問題もこれはあるわけでございますけれども、しかし、町が移管を受けてやるということになれば、やっぱり当然その辺の調査とか、そういうものもされておるといふふうに思うんですけれども、その辺は例えば今後10年とか20年とかは問題ないというように担当課としては判断されておるのか、その辺ちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 中尾水道課長。

○水道課長（中尾達也君） 現有のグリーンハイツ区の施設でございますけれども、一定造成をした当時の会社等からの図面等も取り寄せをしております、それに基づきまして現在も一定管路の調査等も行っているところでございます。当然議員ご指摘のように、町の方に移管をされますと町が管理をしていかんなんということにもなってまいりますので、一定そこら辺のことをクリアする意味でも調査の方は行いまして、十分施設としての耐用年数といえますか、そういったものが大丈夫であるというものを確認した上での引き受けというふうになるというふうに考えております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 21年の4月からいわゆる移行でつながるといふように聞いたんですけど、それまでに今説明がありました施設の調査等もして、管そのものはどうなんだとこの確認の上でつないでいくという、そういうことだと思んですが、例えば現時点では既に調査されておるとすれば、全部はできてへんとしても、今の時点では問題というのは起こっていないのかどうか、その辺だけもう一度伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 中尾水道課長。

○水道課長（中尾達也君） 現段階におきましては、施設につきましては十分対応できるものというふうに私どもも確認をしているところです。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第70号を採決いたします。

議案第70号 平成20年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第1号)、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第71号 平成20年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算(第1号)》

○議長(岡本 勇君) 日程第16、議案第71号 平成20年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 町長に1点お尋ねしておきたいと思うんですが、今回、バスを新しく購入するというので、入札やったということで減になっておるんですが、一般会計の中でもいわゆる築山の除去の話も出ておったんですが、一つは私も決算のときにお尋ねしておったんですが、職員の休憩室の問題ですね。現在、御存じのように車庫の裏につくってあると。それを取り払わなければ新しい新規のバスが入らないと、長さの関係ということをお願いしておるんですが、休憩施設というのは当然これは管理をしておる、また職員管理上も必要やと思うんですけれども、その辺はお金の要る部分も若干あるかと思うんですけれども、どうように考えておられるのか。今度つぶすということとあわせて、そういう休憩室の設置も考えておられるのかどうか。すべきだと思うんですけれども、その点、ちょっと考え方を伺っておきます。

○議長(岡本 勇君) 松原町長。

○町長(松原茂樹君) 決算のときもお尋ねをいただいたんですが、現状、町営バスを導入しながら、いわゆる更新をしながら進めておるわけですが、そうした中で現行の車庫の出入り等に前の築山等が支障がある。いわゆる車庫入れ等が非常に難しい状況にあるということで、一部でございますが、少し取り除いてスムーズな出し入れができるようにしたいというふうに思っておるところでございます。現行、それぞれ乗務員の皆さん方の休憩等に

については、別館の下に休憩室を設けて、事務等も含めて対応いただいておりますということであり、少しの間、一々ここまでというのが少しおっくうかなということ、現状、車庫の片隅にスペースを設けてされておるところでございますが、できればあの近くに、そう大きなものは必要としないので、事務室的なものを何とか考慮していただけないかというのは乗務員の皆さん方に聞かせていただいております、何とか年度内でも対応ができればというふうに考えております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第71号を採決いたします。

議案第71号 平成20年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

《日程第17、議案第72号 平成20年度京丹波町高原財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第17、議案第72号 平成20年度京丹波町高原財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 1点、お尋ねしておきたいと思うんですが、歳出の4ページなんですが、財産管理で木ノ谷林道の管理委託料ということで3,000円が追加になっておるんですが、補正前の額が3万7,000円と、そして4万円ということになるんですが、当然管理委託ですのでどこに委託をされておるかということと、当初との話というのはどういうことであったのか。3,000円が追加というのは、基本的な話し合いと申しますか、委託の契約の時点ではどのようなことの話になっておったのか、その点だけ伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 相手先は、森林組合でございます。数字については、4万円でもって委託をするということでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） これを見れば4万円というのはわかるんですが、当初が3万7,000円だったと思うんですが、当初はあくまでも見込みでしておったということなのか、その辺のことをちょっと伺っておきたいなど。4万円、初めからわかっておったら4万円の予算をするというのは当然やと思うんですが、ちょっとその辺のことを伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） これは、歳入の予算との調整で整理をさせていただいたということでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第72号を採決いたします。

議案第72号 平成20年度京丹波町高原財産区特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

《日程第18、議案第73号 平成20年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第18、議案第73号 平成20年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、議案第73号を採決いたします。

議案第73号 平成20年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

《日程第19、議案第74号 平成20年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第19、議案第74号 平成20年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、議案第74号を採決いたします。

議案第74号 平成20年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

《日程第20、議案第75号 平成20年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第1号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第20、議案第75号 平成20年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 収益的支出の4ページでちょっとお尋ねしておきたいと思うんですが、1点は賃金で医師の199万4,000円というのがあるんですが、新たに補正ということでございますので、新しい医者としての確保ということなのか、どういう医師を確保さ

れての賃金なのかお尋ねしておきたいと。

それから、医療の機器というのがあるんですが、30万円、これはどのような購入予定なのか。

それから、設備の管理業務というのが委託料であるんですが、これは具体的にはどのような内容でどこへ委託をされるのか、伺っておきたいと思います。

それから、資本的支出の訪問車両の購入なんですが、訪問というのは現在も乗用車が1台あるかと思うんですけれども、これの買い替えということなのか、どのクラスの車を買おうとされているのか、あわせて伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） お尋ねがございました医師の賃金の分につきましては、今年度から府立医大から派遣いただいております非常勤の先生の賃金単価の引き上げに係りますもの、それから、今年6月から循環器内科でお世話になっておりますドクター1名の増の係るもの、また皮膚科の派遣を月2回いただいておりますが、今までは、去年は月1回であったものを月2回に増やしておりますものを含めましての増額でございます。

それから、栄養管理用ソフトに関しましては、今年度管理栄養士1名を採用することができまして、栄養管理加算という新たな施設基準をとらせていただいております。その業務に必要なものでございます。

次に、施設管理業務につきましては、日・祝日の病院の警備に係るもので、シルバー人材センターへの委託をさせていただいております。

それから、資本的収支の訪問用車両でございますが、18年度、19年度は看護師の不足によりまして訪問看護の方ができておりませんでした。また、19年8月から訪問リハビリも実施しております。

訪問診察、訪問看護、訪問リハビリというふうに在宅へ回る対象者が増えております関係で、軽自動車1台を新たに導入するものでございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第75号を採決いたします。

議案第75号 平成20年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第1号）、
原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

《日程第21、認定第1号 平成19年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について～
日程第36、認定第16号 平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業決算の認定に
ついて》

○議長（岡本 勇君） 日程第21、認定第1号 平成19年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第36、認定第16号 平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業決算の認定についてを一括議題といたします。

16件について、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、野口久之君。

○決算特別委員長（野口久之君）

決算特別委員会より、審査報告をいたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

順番は、事件の番号、件名、審査結果という順番でいきますので、よろしく願いいたします。

認定第1号	平成19年度京丹波町一般会計歳入歳出決算	原案認定
認定第2号	平成19年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	原案認定
認定第3号	平成19年度京丹波町老人保健特別会計歳入歳出決算	原案認定
認定第4号	平成19年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算	原案認定
認定第5号	平成19年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算	原案認定
認定第6号	平成19年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算	原案認定
認定第7号	平成19年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算	原案認定
認定第8号	平成19年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算	原案認定
認定第9号	平成19年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算	原案認定
認定第10号	平成19年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算	原案認定
認定第11号	平成19年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算	原案認定

認定第12号	平成19年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算	原案認定
認定第13号	平成19年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算	原案認定
認定第14号	平成19年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算	原案認定
認定第15号	平成19年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算	原案認定
認定第16号	平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業決算	原案認定

以上のとおりであります。

○議長（岡本 勇君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

認定第1号 平成19年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

まずもって、申し合わせを確認しておきます。

順序として、原案反対者の発言が先とし、賛成者の発言を次とするということを確認しておきます。

それでは、討論はありませんか。

山田君。

○10番（山田 均君） それでは、ただいま提案になっております認定第1号 平成19年度京丹波町一般会計歳入歳出決算に反対の立場から討論を行います。

平成19年度京丹波町一般会計決算は、歳入が94億552万3400円で、歳出が92億9,583万9,549円、当初予算から5億3,500万円余りの減になっています。

京丹波町として出発した本格的な予算で、松原町政の特徴を示す予算でもありました。また、京丹波町としてまちづくりの方向を示す年でもありました。

平成19年度は、旧町からの継続事業を中心にしながら、財政難と町域の均衡を旗印に、保育所統合や小学校の統廃合、病院の運営の見直しを話として進めてまいりました。この進め方は、協働のまちづくりは住民と行政の信頼関係が一番大事と言いながら、住民の合意や納得を最優先にするのではなく、各審議会を立ち上げ、その答申を旗印に強引に進めてきました。この方向は、住民が求める安心して暮らせるまちづくりの方向ではなく、住民の不安を広げるまちづくりであることを厳しく指摘するものであります。

今、どの分野でも格差と貧困が進んでいます。商店街や建築業などでも廃業や事業の縮小などが進んでいます。行政に期待しているのは、本当に困ったとき、どうにもならないときに知恵や力をかけてほしい。これが町民の声であり、行政への期待なのです。これが町政に

求められていると思います。

重点施策としたダム事業などは、10年後に人口が6,000人も増加する見込みのない計画や、さらには水質の高度処理に10億8,000万円、ダムの負担は25億円で必ず大きな負担が町民に転嫁される事業であり、見直し中止を指摘するものです。

町長は、まちづくりの取り組みについて、常に新たな展開と改革を求め、町民の福祉の向上と財政難の克服、自治能力の向上、総合的な行政力の展開、特色あるまちづくりなどを掲げていますが、必要なのはダム事業や都市公園、道路新設工事、森林管理ゾーンなどの見直し中止を私どもは求めてきました。見直しをすべきです。

見直しや中止をしないで、保育所の廃園に続く小学校の統廃合への動き、病院運営の見直しなど次々と進めるやり方は、住民参加のまちづくりと大きくかけ離れることを改めて指摘するものです。

また、地域医療対策審議会の答申も踏まえ、専門家や病院や診療所を支えてきた地域の人や利用者代表など、幅広い住民参加で地域の医療をどう維持、発展させていくのか。その中で、公的医療機関の役割などを協議、議論し、住民合意で取り組むべきです。

食彩の工房施設を初めて民間業者に指定管理を行いました。建設の目的に沿った運営を行うべきです。農業法人でもない民間企業への指定は、運営条件が厳しいものであるべきです。赤字が減り、町の持ち出し額が減ったからよとの考えは、行政としての基本が欠落していると言えます。

本年は、総合計画基本構想が決定されました。地方自治法第2条では、基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないとあります。まちづくりの方向と合わせて、基本となる人口目標は夢の人数の目標ではなく、10年後の人口を設定すべきです。まちづくりへの決意と目標をあいまいにすることになります。

また、高齢化が進む町域で町域の均衡を図るとして、選挙の投票所削減が強行されました。町域の均衡を図るとするならば、縮小、削減ではなく、地域の状況に合わせた見直しを行うべきです。一方的なやり方でなく、住民合意を第一にすべきです。

協働のまちづくりとは、住民と行政との信頼関係と言われますが、それはまちづくりの方向が、町民のだれもがわかり、一体感のあるまちづくりを感じることです。行政は、まず親切な対応をすること、そして住民の話をよく聞き、激励することから信頼関係も生まれてきます。町民が安心して暮らせるまちづくりを進めることが協働のまちづくりです。この取り組みが求められているのです。

平成19年度は、京丹波町史に残る重大事件が発生しました。現職の副町長と幹部職員が

収賄事件で逮捕、起訴される事件が発生し、その責任は、任命権者である町長の責任は重大であります。職員を対象とした条例は制定されましたが、任命権者である理事者等を対象とした条例としては不十分であること。この点を強く指摘して、反対討論とするものです。

○議長（岡本 勇君） 7番、小田君。

○7番（小田耕治君） 認定第1号 平成19年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

一般会計の決算総額は、歳入が9億4,552万3,400円、歳出が9億2,958万3,549円、翌年度への繰り越しが1,986万3,000円で、実質収支額8,981万7,791円の黒字決算であります。

歳入総額を当初予算総額と比較すると約5億3,500万円の減額、補正後の予算総額と比較すると3億8,000万円の減額決算となっています。

歳入減額の大きな要因は、基金繰入が2億5,000万円、町債1億8,000万円の減額であり、減債基金を取り崩さずに歳出を抑制して町債を償還していますが、本町の厳しい財政状況、将来負担を考えると、やむを得ない予算執行だったと判断します。

歳出総額を当初予算と比較すると、約6億4,500万円の減額、補正後の予算総額と比較すると支出済額で約4億9,000万円の減額執行となっていますが、自治振興補助金に849万円、瑞穂・和知支所に2億3,900万円余りを執行するなど、地域の要望に応えるとともに、合併特例債を活用した振興基金に1億6,217万円を積み立てするなど、将来にも備える執行であります。

また、高齢者や障害者の方々の福祉事業などに8億1,000万円、出産祝金、児童手当、保育所を拠点とする子育て支援等に4億9,000万円、農業振興を図る各種の支援に2億4,000万円、農業基盤の整備に3億5,500万円、道路維持新設改良費に2億9,700万円、教育面に6億7,900万円を執行するなど、福祉、子育て支援、地域医療、農林水産の振興、教育面など、少子高齢化の進む農林業を中心とした過疎地域のまちづくりのための予算執行となっています。

しかしながら、今後の財政運営には大きな課題があります。経常収支比率92.6%、実質公債費比率20.3%という硬直した財政構造、自主財源が26%にも満たない中、町税や負担金、使用料、手数料などで2億9,000万円余りにも上る収入未済額があること、一般会計と特別会計を合わせると400億円近い借金を返済していかなければならないこと、このような厳しい財政状況の中で住民サービスを維持、向上させていかなければならないという大きな課題であります。

このことは、町民の皆さんの理解なしでは解決できない問題であり、わかりやすく説明し、町民と行政が共通認識を持つことが何よりも大切であると考えます。

去る9月16日、17日の決算特別委員会における審議では、数多くの疑義や提言がありました。出された疑義や提言については、個々に十分評価し、20年度の予算執行、21年度の予算編成に反映し、総合計画に基づいたまちづくりが進められることを期待し、賛成討論とします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これで討論を終わります。

決算認定の表決は、起立により行います。

これより、認定第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

認定第1号 平成19年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は、認定することに決定しました。

○議長（岡本 勇君） 次に、認定第2号 平成19年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

6番、東君。

○6番（東 まさ子君） それでは、ただいまから、認定第2号 平成19年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論をいたします。

国民健康保険は、強制加入で、国内に住所を持ち、健保その他の医療保険に入っていない人は国保に加入しております。国民皆保険の最大のポイントは、国民に安心して医療を提供することにあります。

しかし、今、保険税が払えないために国保証が交付されず、病気になっても医者にかかれないといった例が全国で報じられ、テレビでも取り上げられて、社会問題になっています。

19年度の本町の保険税の収納率は93%を切り、短期証の発行は77世帯、資格書は81世帯であります。資格書は、昨年と比べ、増えている状況であります。

日本共産党は、病院の窓口で医療費の全額を払わなくてはならない資格証明書の発行をや

めるべきであると反対をしています。しかし、本町は、払える状況なのに払わない人もいます。また払わなくても保険証が担保されるということになれば、納税されている方との公平感が保たれないと、資格書の発行はやむを得ないという立場をとっています。実態を把握するための調査についても、被保険者が自ら相談に来るべきだとの態度であります。

しかしながら、現実には、滞納額を払う見込みのない世帯にとっては、相談にも行けない場合があるのではないのでしょうか。

今、新たに保険税が払えないために国保証が取り上げられ、無保険状態になっている子どもたちが多数いる問題で、厚生労働省が全国的な調査を始めました。国民皆保険制度を守るため、資格証明書の発行をやめるべきであります。発行していない自治体は、京都府下に存在しております。自治体は保険者であります。国保税を払い切れない加入者に対し、親身な相談を行い、営業や生活の困難など、一人一人の事情に応じて減免制度の利用など、心を砕いていくべきであります。

また、国に対しては、引き下げられた国庫補助をもとに戻すことや、福祉医療などにかかれているペナルティをやめることを要求し、保険税の引き下げを図り、安心して医療が受けられるよう、暮らしと命を守る自治体の役割を果たしていただくことを指摘をいたしまして、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 3番、山内君。

○3番（山内武夫君） それでは、認定第2号 平成19年度京丹波町国民健康保険事業特別会計決算につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

ご承知のとおり、国民健康保険制度は我が国の社会保障制度における国民皆保険の根底を支えるものであります。急速に進む高齢化社会の中でありまして、本事業は高齢者の増加や医療の高度化などにより、年々医療給付費が増大し、財政基盤が圧迫され、厳しい事業運営が続いております。

このような中で、本決算では、200万円以下の低所得者の割合が88%を占める世帯の所得構成の現状から、被保険者への負担軽減を図るため、1億1,000万円を基金から繰り入れるなど、低所得者層に十分配慮したものとなっております。

また、町民の命と健康を守るために、人間ドック助成事業をはじめ、講座開設事業など、疾病予防、保健事業にも積極的に取り組まれ、町民の健康保持増進と医療費の抑制に大きな効果を上げていると言えます。

今後とも、保険財政の安定のため、医療費の適正化と収納率の向上、とりわけ被保険者の負担と公平の観点から、生活実態に十分配慮する中で、保険税の収納率の向上に一層の努力

をされんことを要望し、賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 討論を終結いたします。

これより、認定第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第2号 平成19年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

○議長（岡本 勇君） 認定第3号 平成19年度京丹波町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、認定第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第3号 平成19年度京丹波町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

○議長（岡本 勇君） 次に、認定第4号 平成19年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第4号 平成19年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、

委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

○議長(岡本 勇君) 次に、認定第5号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

山田君。

○10番(山田 均君) ただいま提案されております認定第5号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

19年度は、町幹部職員や元副町長の汚職事件による損害賠償請求事件弁護士委託料36万2,000円を支出とし、住民の信頼を裏切ったこうしたことは本当に許しがたいことであります。

また、開発団地への給水も、7カ所、185戸の配水管布設工事が進み、関係住民の方にとって長年の願いであり、一步前進と評価するものであります。

しかし、丹波・瑞穂水道統合整備事業の争点となっております開発団地での人口6,000人、この増える根拠について、畑川ダム建設の必要性について、これまで我が党議員団が再三質問してきましたが、納得できる説明、答弁のないまま進められています。

再度アンケートをとり、その結果、開発団地での6,000人増が3,770人に見直しをされました。その分、事業所からの増量要望があるとし、負担ありきの進め方であります。

今、私たちの生活は、原油高騰により、ガス、電気など公共料金の値上げラッシュであります。少しでも切り詰めていかなければ暮らしていけないのが現状です。負担もありきではなく、人口や実態に合った見直しをすべきことを指摘して、反対討論といたします。

○議長(岡本 勇君) 8番、横山君。

○8番(横山 勲君) 私からは、ただいま上程をされております認定第5号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論を行います。

積極的に19年度も統合簡易水道事業の整備が進められました。丹波・瑞穂地域では、新田の配水池周辺の道路整備、既設の野丸クラベシ第二水源浄水場の遠方監視装置の設置、戸津川の給水量不足の改修のために、質志から配水するための加圧ポンプ、配水池の設置、さらにまた開発団地などへの給水のための配水管整備も進められまして、193戸に給水を実

施がされるなど、19年度末で79.3%の進捗率となったところでございます。

また、和知地域の統合計画につきましても、平成24年の完成に向けまして工事が進められ、仏主の地域においては北部浄水場施設の整備、小畑地内の配水管の設置も実施をされまして、19年度末でこれまた65.3%の進捗率となるなど、平成20年度の小畑本庄地域の給水を見定めた整備が図られた年でありました。

また、19年度決算は、最終の実質収支が82万9,000円の黒字となりましたものの、過年度分の未収金が3,725万円余りにも膨らむなど、課題を抱えての決算でもありました。

今後は、これらの解消に向けまして、不退転の強い決意のもとに未収金回収についての努力に期待をいたしますこととあわせまして、現在、丹波瑞穂地域と和知地域での使用料はまちまちであります。使用料の適正なあり方について統一を求めまして、賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、認定第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第5号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

○議長（岡本 勇君） 次に、認定第6号 平成19年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案されております認定第6号 平成19年度京丹波町下水道事業特別会計決算の認定に、反対の立場から討論を行います。

提案されております京丹波町下水道事業特別会計認定で、特に指摘したいのは、歳入の大きな部分を占めている使用料の問題です。平成20年度から改善をされましたが、平成19年度は丹波地域と和知地域の農業集落排水事業、特定環境保全事業、林業集落排水事業など、

合併浄化槽地域以外では加入時に分担金を納入すれば公共マスが設置をされています。

丹波・和知地域では、供用開始3年間を過ぎれば、使用料の半額や定額料金を共同責任として徴収していました。宅内工事ができていない家庭は、高齢者世帯や経済困難や資金のめどが立たないためにできていない家庭が大半です。トイレなどを水洗化すれば、より便利で快適な生活ができることはわかっているにもかかわらず、水洗化工事をしない理由ははっきりしていると考えます。

こうした家庭に、使わないのに使用料を徴収するやり方は、直ちに中止すべきであります。まして、瑞穂地域では徴収していません。また、和知地域では条例に徴収の条文もありません。

また、本人の希望で農業集落排水事業の地域、特定環境保全事業の地域、合併浄化槽の地域を選んだわけではありません。たまたま町の都合で区域になっただけであります。住民に選ぶ権利も与えず、事業の導入だけをしているから、全体責任であるとの一方的な行政のやり方を押しつけているだけであることを指摘して、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 12番、篠塚君。

○12番（篠塚信太郎君） ただいま議題となっております認定第6号 平成19年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

平成19年度下水道事業におきましては、公共下水道事業として下山浄化センター建設工事が施行され、下山グリーンハイツ接続に向けた処理施設の増設工事が進捗いたしました。

さらに、合併浄化槽市町村整備推進事業では、13基が設置され、整備率が59.6%に向上いたしております。

管理面においては、施設の維持管理、汚泥脱水引抜業務などは、業者委託によりまして適正な管理と経費節減が図られ、黒字決算となったところでございます。

さらに、下水道会計の財政基盤を確立する必要があります。しかし、使用料の徴収率は、各事業現年分平均で98.03%で、収入未済額が2,243万円余りの累積となっていることから、今後収納率の向上に鋭意ご努力いただくことを強く希望し、賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結します。

これより、認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第6号 平成19年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(多数 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立多数であります。

よって、認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

○議長(岡本 勇君) 次に、認定第7号 平成19年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第7号 平成19年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第7号は、委員長報告のとおり認定されました。

○議長(岡本 勇君) 次に、認定第8号 平成19年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、認定第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第8号 平成19年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第8号は、委員長報告のとおり認定されました。

○議長（岡本 勇君） 次に、認定第9号 平成19年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、認定第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第9号 平成19年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、認定第9号は、委員長報告のとおり認定されました。

○議長（岡本 勇君） 次に、認定第10号 平成19年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、認定第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第10号 平成19年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、認定第10号は、委員長報告のとおり認定されました。

○議長（岡本 勇君） 次に、認定第11号 平成19年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、認定第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第11号 平成19年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、

委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第11号は、委員長報告のとおり認定されました。

○議長(岡本 勇君) 次に、認定第12号 平成19年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、認定第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第12号 平成19年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第12号は、委員長報告のとおり認定されました。

○議長(岡本 勇君) 次に、認定第13号 平成19年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、認定第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第13号 平成19年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第13号は、委員長報告のとおり認定されました。

○議長(岡本 勇君) 次に、認定第14号 平成19年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳

入歳出決算の認定についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、認定第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第14号 平成19年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第14号は、委員長報告のとおり認定されました。

○議長(岡本 勇君) 次に、認定第15号 平成19年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、認定第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第15号 平成19年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第15号は、委員長報告のとおり認定されました。

○議長(岡本 勇君) 次に、認定第16号 平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、認定第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第16号 平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業決算の認定については、

委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第16号は、委員長報告のとおり認定されました。

《日程第37、発委第6号 京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則について》

○議長(岡本 勇君) 日程第37、発委第6号 京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

7番、小田君。

○7番(小田耕治君) それでは、発委第6号 京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律(平成20年法律第69号)の施行に伴い、任意に開催してきた全員協議会を会議規則に定めることにより、議案の審査、議会運営に関する協議、調整の場として法律上の議会活動として認められることになったため、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

新たに第15章に全員協議会を追加し、「第15章 議員の派遣」を「第16章 議員の派遣」に、「第16章 附則」を「第17章 附則」に、同時に関連する条文の改正を行うものであります。

それでは、第15章を読み上げます。

第15章 全員協議会(全員協議会第120条法第100条第12項)の規定による議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場として全員協議会を設ける。

2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。

3 全員協議会の運営、その他必要な事項は、議長が定める。

以上、提案理由の説明とします。

ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(岡本 勇君) 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、発委第6号を採決いたします。

発委第6号 京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、発委第6号は、原案のとおり可決されました。

《日程第38、発委第7号 京丹波町議会議員政治倫理条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第38、発委第7号 京丹波町議会議員政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) ただいま提案になりました発委第7号 京丹波町議会議員政治倫理条例の制定について、提出者として提案理由の説明等を行いたいと思います。

お手元に条例等については配付をいたしておりますが、その前に少し申し上げておきたいと思います。

政治倫理条例の制定については、京丹波町で起きた幹部職員と元副町長の収賄事件、町史に残る出来事でありました。議会としても、特別委員会を設置して事件の解明に取り組んでまいりました。こうした取り組みの経過を踏まえ、政治倫理条例の制定が必要との意見の一致を踏まえ、政治倫理検討特別委員会を設置して、条例制定に向けて取り組んでまいりました。

平成20年1月23日に第1回の特別委員会を開催しましてから、9月までに8回開催をしました。先進事例や近隣市町村の条例などを比較、検討し、京丹波町議会として全議員が合意できる一致点での条例案を策定し、全員協議会にも提案し、意見を求めてまいりました。

ここに、議員自らの自己研さんはもちろん、条例の趣旨をしっかりと踏まえ、議員活動が一層活発になることを願って、提案理由としたいと思います。

なお、配付しております条例案の特徴について、若干申し上げておきたいと思うんですが、条例案は第9条までで構成をいたしております。特に目的となりますのは、政治倫理に関する基本となる事項を定めて、議員の政治倫理の一層の向上、町民に信頼される議会づくりを進めて、町政の健全な発展に寄与することを目的といたしております。

また、議員の責務としては、町民の信託を受けた全体の奉仕者としての自らの役割と責任を自覚して、使命達成に努める。

あわせて、政治倫理に反する事実があると、こういう疑惑を持たれたときには、その疑惑を解明し、自らの責任を明らかにするように努めなければならない。

また、議員の政治倫理の基準の遵守ということで5項目上げております。特に議論があるところといたしましては、(5)に上げております、「議員は、町より補助金を受けている団体の役員もしくは企業等の役員に就任したときには議長に届け出ること」ということで、この届け出の用紙等については規則で定めることになっておるわけでございますけれども、罰則規定はございませんが、そういう議員として議長に届けるということにいたしております。

また、請負契約などに関する遵守事項や指定管理者に関する遵守事項についても、議員が役員をしているとか、また自主的に経営に加わっている企業、議員の配偶者または同居する親族が経営する企業が、いわゆる町が行う請負契約、業務委託契約及び物品販売等の契約の辞退に努めるということにいたしております。

この項につきましては、全国的な事例や近隣のいろんな条例を見ましても、例えば二親等とか三親等とかいうこともあるわけでございますけれども、京丹波町の議会としては、ここに上げております議員が役員とか、また配偶者とか、親族についても同居するというようなことで、一定合意ができる中身にしたというのが内容でございます。

また、審査会の設置、そして町民の審査請求権ということで、30人以上の選挙権を有する町民が連署をもって審査請求をすることができる。これも、いわゆる条例に違反する行為をした疑いがあると認められる場合は、これを証する資料ということになっておりますので、非常に厳しい部分ではありますが、町民も請求権があるというようにいたしておるところであります。

この条例施行に関する事項を規則で定めるということにいたしておりますが、この9条をもってこの条例を制定したいということで提案をするものでございます。

ご賛同のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、発委第7号を採決いたします。

発委第7号 京丹波町議会議員政治倫理条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、発委第7号は、原案のとおり可決されました。

《日程第39、発委第8号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書》

○議長(岡本 勇君) 日程第39、発委第8号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

長澤事務局長。

○議会事務局長(長澤 誠君) 失礼いたします。それでは、朗読をさせていただきます。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど、公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など、生活生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史、文化を有するふるさとの地域であり、また都市に対して食料の供給、水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的、公共的機能を担っている。

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のよりどころとなる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、平成22年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的、公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって、安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものである

ことから、引き続き総合的な過疎対策を充実、強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年9月26日 京都府京丹波町議会議長 岡本 勇

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 本件について説明を求めます。

野口久之総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（野口久之君） この内容につきまして、9月22日に総務文教常任委員会を開催いたしまして、この内容を審議いたしました。

ただいま事務局長の方から報告のありましたとおりでございまして、内容について新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出依頼ということにつきまして審議をいたしましたが、この措置法につきましては、平成22年3月に失効するということから、京丹波町といたしましても、引き続き総合的な過疎対策を充実、強化するために必要であるということから、全員一致で提出することにいたしました。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣ということでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、発委第8号を採決いたします。

発委第8号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、発委第8号は、原案のとおり可決されました。

ちょっとここでお断りを申し上げます。

12時になったわけでございますが、あと議案も数少のうございますので、引き続いて行かせていただいでよろしゅうございますか。

それなら、そういうことで、よろしく願いいたします。

《日程第４０、発委第９号 食の安全と食料自給率向上に関する意見書》

○議長（岡本 勇君） 日程第４０、発委第９号 食の安全と食料自給率向上に関する意見書を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

長澤事務局長。

○事務局長（長澤 誠君） それでは、朗読をさせていただきます。

食の安全と食料自給率向上に関する意見書。

中国産冷凍ギョウザ中毒問題や汚染米の不正転売問題をはじめ、昨年来の食品の産地偽造、添加物の表示違反、賞味期限の改ざんなど、国民生活の食の安全・安心を大きく揺るがす事案が頻発している。

また、輸入食品からの残留農薬の検出や遺伝子組替食品、ＢＳＥや鳥インフルエンザなど、食の安全をめぐる問題が山積している。

一方、農産物の価格や農家経営が非常に厳しい状況に置かれるとともに、農産物輸入量の増加などにより日本の食料自給率は４０％にまで低下し、国民生命の根源である食の大半を海外に依存する我が国にとって深刻な事態となっている。

食に対する不安が国民の間で増大している中、食への信頼を高め、安全・安心の生産、流通を拡大させるなど、地域農業の振興を図るとともに、農業政策を抜本的に充実させる国の対策を求めるものである。

よって、国におかれては、下記事項の措置を講じられるよう、強く要望する。

記

- １．食品安全保障を国家戦略として位置づけ、農業政策、担い手政策、品目政策、税制政策等、総合的な政策と万全な予算を確保すること。
- ２．燃料価格や飼料等の高騰に対する補てんなど、実効性、即効性のある措置を図ること。
- ３．輸入食品に対する検査、検疫体制を強化し、監視の徹底を図ること。
- ４．食料自給率向上に向けた中長期計画を策定し、消費及び生産に関する施策を政府が責任を持って着実に推進すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

平成２０年９月２６日 京丹波町議会議長 岡本 勇

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 本件について説明を求めます。

畠中産業建設委員長。

○産業建設委員長（畠中 勉君） それでは、提案になっております食の安全と食料自給率向上に関する意見書について、提案理由を申し上げます。

近年、食を取り巻く状況は、多様な国民ニーズに応えるため、さまざまな食品が流通しています。特に加工食品は、開発が進むと同時に、輸入食品が増加しています。

こうした中、残留農薬や不適正な表示など、相次ぐ事件の発生により、消費者の食への不信、不安が高まっています。

今後、消費者の食への不安を払拭するためには、より正確な情報の提供、関係者相互の連携による取り組みなどが必要であります。

また、食料は人間の生命の維持に欠かすことのできないものであるだけでなく、健康で充実した生活の基礎として重要なものであります。

国民が求める安全・安心な食料を安定的に供給することが、社会の安定及び国民の安心と健康の維持を図る上で不可欠であります。このため、農業と加工食品産業を発展させるため、抜本的な国の対策を求めるものであります。

以上、提案理由の説明といたします。

ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

6番、東君。

○6番（東 まさ子君） 今、提案理由も聞かせていただいたところです。

安全な食料を安定的に生産していくということが基本になると思うんですが、今本当にほ場は整備されておりますけれども、生産を担っている生産者は高齢化してきて、何年あと続くかというふうな声も聞かれるところであります。

そうした中で、若い人たちが本当にその後を引き継いで担い手として頑張っていっていただくということが大変求められると思うんですが、このように米の値段も低下し、あるいはまた野菜なんかも、伏見とうがらしにしても、去年はよかったけれど今年はさんざんな目だというような声も聞いておる中で、農家の経営自身が本当に不安定で大変な状況になっております。

そうした中で、この項目の中にそういう所得の保障でありますとか、価格の安定対策でありますとか、そういう具体的な文言を入れて国に意見書として上げていくことが大切なので

はないかなというふうに思っておりますが、そのような中身についてはどのように検討して
いただけたか、お聞きをしたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 畠中委員長。

○産業建設委員長（畠中 勉君） ただいま、農業の担い手あるいは価格の低下、そういった
中での農業所得の低下ということで農業不安定であるので、そういう価格対策等をうたっ
てはどうかというようなことの件かと思いますが、1番の項で、税制政策等々も、また
品目政策等も入れております。その中身としては、そういう価格安定的なものを品目安定の
中には含んでおるところでございますので、今回、6月から協議を願っておって9月になっ
たわけなんです、そういう意味を含んでおりますので、今、政府の方へ早急に上げること
が肝要かというようなことをご理解を願いたいと思います。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、発委第9号を採決いたします。

発委第9号 食の安全と食料自給率向上に関する意見書、原案のとおり決することに賛成
の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、発委第9号は、原案のとおり可決されました。

ここでちょっと暫時休憩いたします。

休憩 午後 12時08分

再開 午後 12時10分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

《日程第41、発委第10号 地方道路整備の促進と財源の確保に関する意見書》

○議長（岡本 勇君） 日程第41、発委第10号 地方道路整備の促進と財源の確保に関す
る意見書を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

長澤事務局長。

○事務局長（長澤 誠君） それでは、朗読をさせていただきます。

地方道路整備の促進と財源の確保に関する意見書。

京丹波町は、京都府の中央部に位置し、平成17年10月に3町が合併したこともあり、町域が大変広い中山間地域である。

また、移動手段のほとんどを自動車に依存しているが、京丹波町の町道整備率は53.5%にとどまっている。今後、高齢化が進む中で、町民の生活環境や災害など、緊急時における安心・安全の確保が重要課題となっており、町民生活に直結した町道の整備が引き続き必要である。

また、京都縦貫自動車道の早期完成や、国道主要地方道など幹線道路の改良はもとより、生活道路の整備については厳しい財政状況下にあつて、多額の一般財源を注ぎ込まざるを得ないのが実情である。

よつて、国におかれては、このような地方の実情を深く認識され、次の事項を実現されるよう、強く要望する。

記

1. 道路特定財源の一般財源化に当たつては、地方の意見を聞くとともに、地方の道路整備の実情に十分配慮し、地方が真に必要なとしてゐる道路整備を遅らせることがないよう、必要な財源を確保し、地方への配分を高めること。
2. 地方の自主性、裁量性を生かした補助制度を確立すること。
3. 道路特定財源の暫定税率の失効に伴う地方税収の減収分については、国の責任において確実に財源措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年9月26日 京都府京丹波町議会議長 岡本 勇

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 本件について説明を求めます。

産業建設常任委員会委員長、畠中君。

○産業建設常任委員長（畠中 勉君） 提案になっております地方道路整備の促進と財源の確保に関する意見書について、提案理由を申し上げます。

道路は、地方の生活を支える最も重要な社会基盤であり、広域的な地域間連携、活力ある地域づくり、安全・安心な環境づくりを推進するために必要不可欠であります。

しかし、真に必要なとする道路整備、バリアフリーなど、生活に密着した道路整備や増大する老朽橋などの維持管理など、多くの課題があり、道路財源の確保は不可欠であります。

以上、提案理由の説明といたします。

ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、発委第10号を採決いたします。

発委第10号 地方道路整備の促進と財源の確保に関する意見書、原案のとおり決すること
に賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、発委第10号は、原案のとおり可決されました。

《日程第42、請願第1号 食の安全と食料自給率向上を求める請願書》

○議長（岡本 勇君） 日程第42、請願第1号 食の安全と食料自給率向上を求める請願書
を議題といたします。

付託委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

畠中産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（畠中 勉君） ただいま提案になっております食の安全と食料自給率
向上を求める請願書にかかわる報告を簡単に申し上げます。

去る9月9日に開会されました京丹波町議会定例会において、産業建設常任委員会に付託
されました食の安全と食料自給率向上を求める請願について、9月18日開催の委員会で審
査した結果、趣旨採択といたしましたのでご報告申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 以上、報告のとおりであります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、請願第1号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は、趣旨採択です。

この請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり、趣旨採択とすることに決定しました。

《日程第43、閉会中の継続調査について》

○議長(岡本 勇君) 日程第43、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成20年第3回京丹波町議会定例会はこれをもって閉会いたします。

閉会 午後 0時20分